カントの「経験判断」について

長　島　重　次

1. 経験的質料

一般にカントにおいて問われる問題の一つが質料である。質料は形式から解放されてある時いかなるものか，それはいかにして形式の下に受入れられるかという点でカント自身の釈明は多岐的で曖昧である。その典型的なものが「物自体」，も一つが「現象」である。両者は先天的形式から免れてあるものという点で一致する。相違は後者が経験的認識の必然的要素であるに対し，前者はこの認識と無関係で，仮に関係ありとしても，それは「現象」が先天的形式の制約の下に立つべきことを示す「限界概念」の意味をもつに過ぎない。

「物自体」も現象自体も単に質料とみなされる限り形式の否定として専ら消極的な概念であり，それのもつ規定は前提された形式との類推や，それらの推理や演繹により理解されるということはその性質上当然のことである。さらに形式が主観と解される以上，その内容或いは質料は主観の立場からも先験的立場からも語られ得る。視点が異なればそれのもつ意味も異なるという二義性につきまとわれている。これらの理由が重り合って事柄自身を困難にしているのであろう。

だがそればかりではない。質料は一般にカントの理論哲学の体系からすると消極的概念であって，積極的であり得るのは形式の方である。質料は何らかの仕方で形式を限定し，変形し得る力を持合せるであろうが，カントの注目は質料が形式の統一に与るという無力の側面のみ向けられている。「批判」とは正にこの事の解明に他ならぬ。それは「予備学」と規定されるが，この意味は体系への入門のための予習や訓練では無論なく，又存在論へ導くものとしての現象学や，先験的論理学の応用部門としての先験的心理学でもなく，存在論を原理的に可能にする先験的論理学そのものであるべきことの要求である。「先験的」とは「先天的に可能である限りでの対象認識の方法についての認識のすべて」，を意味するから，「批判」の内容を成すものは先天的形式であり，且つこれが先天的に経験的な質料を規定して対象となす仕方である。要するに「先天的総合判断」の可能性こそ第一の課題であり，「経験的総合判断」の方は単に前者の適用として，或いはそれとの対比のために便宜的に挿入されているに過ぎない。

従って「批判」では経験的質料という外来的，偶然的なものは二の次であって，それが問題となる場合もそれの偶然性は顧慮されることなく一般として一括される。しかし「先験的分析論」の読者を常に悩ますのはこの点である。質料Aに対し形式Aを付加することは必然的な「分析判断」として成立するから問題は起らないが，たとえBやCの質料が与えられても同一のAなる形式が加えられねばならないことを「先天的総合判断」は主張する。もっとも所与のすべてが無規定であるならば所与Aは実はAでなく，従ってA，B，Cの区別は成立しない。この場合に限って所与に対してその偶然性を顧ることなく，常に一定のAを形式として与えることが出来る。しかしカントによ

れば経験的要素は全くの無規定ではなさそうである。そこで我々の問題は後天的なるものと先天的なるものの結合の可能性についてである。

これこそは「純粋悟性概念の先験的演繹」として成されたところのものである。先天的な概念がこれと発生や起源を異にする経験的表象に適用され得ることの説明である。しかしこの問を多少進めて範疇的に無規定の偶然的な特殊者が範疇のもつ普遍性，必然性に必然的に関係し合うことの可能性を問題としたい。

「演繹」は第一版における直観的表象の多様が概念の統一の下にもたらされるという仕方と，第二版の，概念「我思う」が所与表象の多様に対して必然的に伴なわれるという二つの方向に於て成立し，そのいずれもが「客観的演繹」を主目的に，「主観的演繹」の方を副次的な目的として達し得ている。そして第二版の「演繹」は専ら論理的，分析的な必然性を以てこの目的を遂行し得るから「客観的演繹」のためにはより合目的であろう。しかしこの方法は表象の偶然性や特殊性を顧慮するには適さない。第二版の仕方においては前提された普遍が一方的に特殊に向って自己を強要し得ることが先天的な必然性をもって論証されてしまう。所与表象とは現実のものであることを要せず，単なる概念上の表象で充分である。しかも「我思う」の普遍者は特殊者と関係し得ても自己を特殊化することは出来ず，結局個別そのものに到着することはない。これと逆に所与表象の特殊が概念化されるという方向においては，先ず特殊そのものに対面することが要求されるわけで，概念化はしかる後，分析と反省によってなされることになる。経験的質料の考察は予め「覚知の総合」や「知覚判断」の分析によってなされるであろう。

2. 経験的判断

「経験的判断 empirische Urteile は客観的妥当性をもつ限り経験判断 Erfahrungsurteile である。しかしこの判断が単に主観的に妥当するのみであれば，それを私は単なる知覚判断 Wahrnehmungsurteite と名付ける。後者が必要とするものは純粋悟性概念ではなく，ただ思惟主観における知覚の論理的結合だけである。しかし前者は感性的直観の表象以上にさらに悟性において根源的に産出された特殊な概念が経験判断を客観的に妥当するものとする。」[1] 総合判断には上記の主観的，客観的の二種の経験的判断の他に，経験判断に客観性を与えるところの一層根源的な先天的総合判断がある。そして経験判断は先天的総合判断が知覚判断に対して適用されたところのものという関係にあることは体系上疑い得ないであろう。もっともこの「適用」こそ解明さるべきものではある。

三種の総合判断はさらに次の様に説明される。「根底にあるものは私の意識している直観つまり知覚であり，これは単に感官に属する。しかし第二に判断作用（これは専ら悟性に帰属する）も又それに必要である。さてこの判断作用は二種に分れ得る。(1)私は単に知覚を比較して私の状態の意識において結合する場合。(2)それを意識一般において結合する場合。第一の判断は単に知覚判断であり，その限り主観的妥当性をもつに過ぎない。それは知覚を私の内的状態に於て結合したものに

過ぎず，対象との関係をもたない。」[2]「知覚から経験が成立し得る前に，さらに全く異なる判断が先行する。所与直観は概念の下に包摂されねばならない。この概念は判断一般の形式を直観にふり向け，直観の経験的意識一般において結合し，これによって経験的判断に普遍的妥当性を与える。この様な概念とは判断作用が直観に活らき得る仕方を直観に対し一般的に規定することに専念するところの先天的純粋悟性概念である。」[3]

以上の長い錯綜した叙述を整理すれば次の様な表が対応し得るであろう。

判断の種類	要素	意識の種類	妥当性
知覚判断（主観的な経験的総合判断）（例，太陽が石を照すと，石が温まる）	知覚 × 時間空間[1] × 判断作用[2]	経験的意識	主観的
経験判断（客観的な経験的総合判断）（例，太陽が石を温める）	知覚×時間空間×範疇	経験的意識×意識一般	客観的
先天的総合判断（例，すべての変化はその原因をもつ）	時間空間×範疇	意識一般	普遍的必然的

註1. 知覚判断においては直観的要素は本来経験的直観に属する知覚のみであって，時間空間の先天的直観は介入すべきものではないが，実際には時空の形式を伴なわずしては知覚は表象となり得ない。単なる知覚とは方法上の抽象である。

註2. 判断作用を必要とするものは知覚判断の場合に限らず，むしろ一層厳密な意味で経験判断にも先天的総合判断にも必然的に伴なわれて直観的表象を概念に関係させるものであるが，後二者の判断においては簡潔性の点からその記入を省いた。先天的総合判断の場合には判断作用は時間空間の純粋な多様に対しての分析と反省の作用として活らくであろう。

「知覚判断」も判断である以上何らかの意識の統一でなければならない。この判断において知覚表象の多様を相互に結合するところの「私の内的状態」とか「私の状態の意識」とは「内官」や「経験的統覚」或いは「経験的意識」であろう。[4] この様な意識の下で知覚の諸表象は相互に判断作用により結合されると云われるのであるが，論理的意識が活らく以上，何らかの対象意識——ここでは知覚概念——が既に前提され，これと共働せざるを得ない。知覚判断として一括はしてもその判明性 **Deutlichkeit** に関しては様々の度合が認められようが，知覚を最も原始的な意識と解するならば，それは反省を経ない不判明（個別的）な判断作用と概念であると結論されよう。

さてこの「知覚判断」はいかにして「経験判断」と関係するであろうか。この両判断に対応すると思われる実例に「私が物体をもつと私は重さの圧力を感ずる」，及び「この物体は重くある（重い）」の二種が挙げられており，前者は単に内官の規定であるが，後者は意識による客観的統一である。繋辞「ある」は統覚の客観的統一を示すからであるとされる。[5]「経験判断」のもつ客観性は意識一般が与えるものであるというならば知覚がこの客観的意識と関係する仕方の現実発生はいかに説明されようか。直観と概念に介在するものが判断作用つまり悟性の論理的機能であることが注目される。この機能も知覚判断において作用する主観的な内官の印象ではなく，学的に反省された論理的意識であらねばならない。知覚という本来個別的，特殊的である表象はこの学的な意識によって相互に比較，分析，反省を経て共通な徴表 **Merkmal** が普遍者として抽象される。この普遍

者が概念である。ここに活らく分析作用は意識一般の論理的側面であり，この作用によって見い出された普遍的概念は同一の意識一般の客観的側面である。表象の多様を分析によって概念化する作用と，概念の下に多様の表象を総合的に統一する作用とは意識の同一の行為の抽象された二側面である。いずれも一方は他方を前提とする。もしいずれか一方の優先性を云うなら，それは判明性或は顕在性の順序で云うのであろう。

以上のことから「知覚判断」は知覚表象についての個別的認識であるという点で主観的で，「経験判断」の方はそれのもつ一般性において客観的である。しかもこの一般性は単なる「覚知の総合」や「想像力における再生の総合」にでなく，意識の統一であるところの概念に基礎をもつのである。

しかしこの様な一般性は帰納されたものであるという点で相対的な意味しか持ち得ず，先験的な意味での普遍性には達しない。「重さの圧力を感ずる」の命題を「重い」と換言し得たところで範疇のもつ客観性には遠い。カントの云う「経験判断」の客観性とは範疇の示すそれと同等である。故に「重い」という経験的概念が範疇と必然的関係にあることが説明されれば事は解決するのである。実例は「太陽が石を温める」の方が分り易い。「温める」が因果の範疇と関係をもち，しかもこれの適用であることはいかに可能か。これの論証は簡単である。悟性の論理的機能と先験的規定とはカントにおいては対応し合う。「統覚の分析的統一は何らかの総合的統一の前提の下でのみ可能となる」[6] から判断形式と範疇は必然的に対応し合い，表象の多様に対して加える判断形式の分析的統一は範疇の総合的統一が前提となっている。故に経験的表象から反省的に普遍的概念を求めることの原理となるものが範疇である。経験的所与表象からの帰納は直ちに範疇の演繹を意味する。経験的概念もそれが何らかの一般性をもつならば範疇の適用であり，「太陽が石を温める」，と太陽が石の温度の原因である，という両命題は等価である。

帰納の基体となるものは経験の集積である。集積された経験的要素の多様から同一の原理によって共通要素を抽出するという仕方で「知覚判断」からは連続的に「経験判断」に移行する。以上が両判断の生成の解釈である。

では何故に経験的対象の客観性を担う範疇そのものが客観的であるのか。これ自身が再び経験的に帰納されたものであるとすれば循環となるだけである。この説明は範疇の「形而上学的演繹」のなすところである。つまり先天的であることが前提されている判断形式を「発見の手懸り」として取出された概念は同様に先天的であるという説明である。しかしこの両者は決して直接に対応し合うことは出来ない。というのは一方は分析的，他方は総合的な能力であるから，両者の間には分析と総合の操作を受けるところの直観的表象が必要とされる。この表象の相違によって両者の対応性の異なることは経験的認識に見られる通りである。経験的表象を分析すれば同一の判断形式からでも経験的概念しか得られない。（自然の領域と実践の領域では範疇や原理の異る如くである。）純粋な概念を見い出す為にはこれ又純粋な直観が反省の基体として与えられなければならない。しかも時間空間の純粋直観に先行すべきものでなければならない。この様なものが「直観一般」である。知覚や純粋直観の多様に対すると同様に，「直観一般」の多様に対して判断形式は反省を加えて一

般者を見い出す。これが純粋悟性概念に他ならない。この概念は故に「直観一般の概念」,[7]「直観一般に関係する純粋悟性概念」[8]と云われる。判断形式と範疇はこの如き直観を媒介して対応し合うという間接的関係にある。

「直観一般」とは何か。それは時間空間の純粋直観と経験的直観の類に相当するものである。その様な直観とは勿論いかなる現実性ももたず，単にすべての感性的直観の理想として想定されたものである。[9] 正確には感性的直観一般と云われるべきである。逆に云えば我々に与えられている時間空間及び知覚はこの直観の種或は特殊として成立する。そして諸範疇とは意識一般の根源的統一が「直観一般」の多様において種別化したものである。なぜなら単なる論証的な diskursiv 悟性においては，その種別化は自力ではなされ得ず，専ら所与直観の多様に強制されてのみ成立するからである。さらに範疇は本質的には判断形式に先行し，判断形式は範疇から抽象されたものとして理解されるであろう。何故なら総合は分析に本質上優先するからである。

さて範疇は「直観一般」の多様の総合的統一を介して「対象一般」或いは存在一般を与える。さらにこの直観の種である時間空間の純粋総合を介して「経験一般の対象」が成立する。最後にこの純粋総合の必然的制約の下に与えられる経験的直観を俟って「経験の対象」が成立する。範疇が「経験の対象」に対して先験的客観性をもつことの理由は，それが存在一般の概念であることによってあらゆる特殊な存在の領域の普遍的な規定である点にある。

以上が「知覚判断」,「経験判断」,「先天的総合判断」の三種の総合判断とその相互関係がカントに即して分析された。最後の判断が最初のものに適用されたものが「経験判断」であるという仕方で相互に関係し合い，連続的に移行し合うという外観を与える。

3. 「経験判断」の批判

「経験判断」は先天的形式と後天的内容の結合である。ことわるまでもなく先天的，後天的は心理発生的でなく論理的，構造的な関係で，先天的とは原理や前提や方法の上での優先を意味する。しかし当面の問題は先天的，後天的の両要素が論理的な意味での起源や発生，もしくは原理を異にするという点に注目したい。つまり両者のいずれも，一方は他方にとり偶然的であり，一方から他方が論理的に演繹され得ないことが前提されねばならない。形式が内容を俟つことなく自ら特殊化して内容となるのでもなく，逆に内容自らが形式として顕勢化するのでもないという前提である。これはカントが「意識一般」に対して与えた前提であって，この意識は専ら論証的な思惟として，直観的内容を外来的なものとして受容するのである。この様な形式と内容両者の偶然性にもかかわらず何故に両者は必然的に結合し得るかが問われねばならない。この結合の可能性こそが「先天的総合判断」及び範疇の「先験的演繹」の問題である。この理解のために範疇と原則のすべてではなく，さし当り因果関係のそれを手懸りとして選びたい。範疇形式とその質料の相関関係を問う場合に多くの問題が顕在化するのは，やはり因果関係においてであると思われるからである。

原因結果の範疇は仮言判断に対応するものとして導出された概念である。これが時間空間の純粋総合（図式）を介して経験的対象一般の先天的認識を可能にする。この認識は次の三箇条に整理さ

れよう。(1)因果の存在は時間的な継起 Sukzession として表象されること。(2)原因の存在は結果のそれに時間上先行すること。(3) 上記の二命題は経験的なすべての存在に対し全称的に妥当すること。以上の三項目が原因性の範疇による先天的時間規定として成立する。

この成立の根拠の概略は，「時間はそれ自体としては知覚され得ない」，「時間は不変にして変化しない」，且つ時間そのものに前後関係はない。時間の変化と，この変化の前後関係の知覚は時間そのものではなく，時間の下での経験的表象が可能にする，或はこの経験的表象に即して可能となる。故に先天的な時間規定のためには専ら範疇に則っての「絶対時間」の規定あるのみである。つまり継起とは持続（実体の規定）の対概念で，前後とは根拠と帰結（原因と結果）の論理的関係が継起の順序に適用されたものである。そしてこの時間規定は時間の制約の下に与えられるすべての経験的存在の必然的な規定となるというわけである。

この先天的認識に対向して経験的表象は知覚として与えられる。それ自身としては瞬間的，個別的，断片的として与えられる知覚が，時間上の継起やその順序をもつ一定のまとまりあるものとして表象されるためには想像力の「再生の総合」と直観の「覚知の総合」を受けねばならない。ところがである。覚知 Apprehension の順序は原因の存在を先行させるとは限らず，順序は逆に結果であるものを以て始めることも有り得る。むしろ結果でない存在は有り得ぬという先天的認識の教示に従っての原因への遡源は，因果の関係にあるものの客観的順序を逆にして覚知することとなる。真に「単なる知覚によっては順次継続する現象の客観的関係は無規定である。」[10] たとえ覚知の順序が逆であっても因果の存在の客観的順序が一定であることは必然的に予め規定されてあるとされる。

さて覚知の順序の不定性から独立に客観的な時間上の順序を規定するものが悟性であるということこそ原則論の基調である。そして覚知の順序は不定であり得ることを我々は経験的に知っている。「経験判断」に客観性を与えるものは悟性であることを我々は既に理解した。しかしカントの主張通りであるとすると覚知された知覚内容そのものは因果的に無規定でなければならなくなる。覚知の順序は可逆的であるから，石が温まれば，太陽が石を照らす，という「知覚判断」が成立して何等差障りはない。しかし知覚された太陽の照射と石の温度の上昇という知覚内容そのものは因果的に全く無規定であって，いずれか一方を原因と規定するのはひたすら悟性の任務であるとされる。

その通りであるとしかし次の様な困難がもち上る。帰謬法で説明すれば次の通りである。A，B両存在が因果的に無規定であるとする。そして覚知の順序は既述の通りいずれを先行させることも出来る。さて原因性は悟性が与えた先天的規定であるとすると悟性はいずれか一方が原因でなければならない必然性をいかに説明するであろうか。この説明をA，Bの両者の内的構造に求めることは出来ないのである。なぜなら両者共，現象自身としては因果的に一定の構造を何も持合せていないからである。

そればかりではない。覚知され得る存在はA，B，C……無数にあり得る。そしてこの経験的存在自身は相互に何の関係も所有していないのである。とすると悟性はこれらの存在の内から特定

のもの同志を選び出して相互を因果関係で結ぶことの必然性をいかに説明し得るか。太陽と石の温度の間には何の因果関係もなく，悟性が任意に両者を関係付けたのであろうか。昼の時報の鳴る頃，庭の石が温まることを我々は知っている。悟性はしかし何故に時報が石を温めると云わないのか。

以上のことからして経験の特殊な規定を悟性に求めることは不可能であるらしい。普遍的な原因性の規定は悟性の先天的な概念であることを認めるとして，経験的なすべての個別的，特殊的な因果関係までも含めて悟性に帰するならば，その特殊性の根拠が見い出せないという結果となる。経験的な存在自体が全くの没規定であるとすると，この特殊性は悟性の任意や恣意を以て説明するより他ないであろう。

この困難を避けるためには後天的表象そのものに一定の因果規定を与え，これが個別的な相互関係の必然性を担うとするより他ない。「経験判断」の客観性を「知覚判断」や「覚知の総合」の主観性から区別するものは，経験的対象が悟性から独立に自ら得ているところの客観性であるということになる。範疇は先天的な純粋悟性概念であるとしても，このことは範疇が同時に後天的表象のもつ規定でもあることを妨げるものではないであろう。経験一般でなく経験の特殊を意味する経験的概念は範疇或は悟性の自ら特殊化したものではなく，経験的要素そのもののもつ共通な規定の意識であるであろう。その通りであることは当然見当がつく。「経験に基く」，「経験が教える」，「経験に俟つ」などが云われる時，経験はその先天的規定に対し何らかの積極的作用を及ぼし得ることを暗示する。もし経験的要素がこの能力をもたぬ無規定者であるとすれば，いわゆる経験的概念そのものすら悟性が先天的に造り出さねばならぬ筈である。そしてこの場合経験的なるものが与えられるということは何の意味ももたぬこととなる。

この説明はいくらでも見い出せる。例えば「感覚の性質は常に経験的で，先天的には決して表象され得ない(例えば色や味など)。」[11] 家屋は持続的，[12] 船が河を下る状態は継起的であること，[13] 球がクッションの凹みの原因であってその逆ではないことは経験自身のもつ規定である。[14] 日光は蠟を溶すが，粘土は固まらせるということも経験的規定であって悟性が与えたものではない。[15] これを敷衍すれば「太陽が石を温める」ことの客観性はこの現象そのものが因果の規定をもっているからである。そして「太陽が石を照らすと石が温まる」という「知覚判断」によっては現象に内在する因果関係は認識され得ない。この後天的な特殊な因果の規定は専ら悟性により，その普遍的な先天的規定に対応するものとして認識されるであろう。

形式或は範疇は先天的であるが，同時に後天的でもある。そして両者の一致或は対応が両者の結合の必然性である。このことをカントは「批判」では主題にこそしなくとも体系上必然的なこととして前提していたであろう。「前には固かった蠟が溶るなら何か或るもの（例えば太陽の熱）が先行していたに違いない。そのものからこの蠟が不変の法則に従って溶したということを私は先天的に認識し得る。とは云え経験なくしては結果から原因を，又原因から結果を先天的に認識することは出来ず，経験の教えなくしては一定のものとして bestimmt 認識することは出来ないであろう。」[16] 一方の先天的範疇は経験を普遍的に規定するが，他方で経験自身も特殊の一定の bestimmt 規定をもつ。そして前者を原理とする反省によって後者の後天的な規定が発見される。

経験の反省の原理という点で原因性の範疇は経験に対し「統制的」regulativ である。[17]

さて形式が先天的，後天的の双方に認められ，両者の結合が認識であるとして，両者はいかに関係し得るかが改めて問われねばならない。両者は完全に一致するということはなく，一方が概念の普遍であるなら，他方は直観の特殊という対応関係しかもたないからである。経験的認識或は範疇の演繹の可能性の問題となる。

範疇の経験的対象への適用には時間図式が援用される。原因性の範疇では「時間順序」或は「継起」がこれである。この時間規定が範疇の演繹の規則であり，同時に又帰納の規則でもある。つまり現象的存在が因果関係にあるならば一定の時間順序をもつべきことを先天的に規定すると同時に，逆に現象がこの時間順序を示すならば因果の関係にある，という規則である。原因結果の概念と時間関係との「類推」がこれである。

問題はここにある。悟性は範疇をもって経験的判断において知覚表象を一方的に規定するのではなく（知覚は無規定ではなく何等かの一定のものであるから），むしろ反省的に知覚的所与の特殊から普遍を求めて範疇に結合する。つまり「経験判断」においては悟性が任意に知覚内容を結合するのでなく，この結合は現象自身に内属する経験的規定として，悟性に対し他律的に与えられる。「経験判断」は現実発生の過程で「知覚判断」を含み，後者の判断が反省されて前者の判断となる。故に発生から云えば「知覚判断」が予め成立し，範疇は後にこれに付加されて「経験判断」が成立するという関係にある。さてこの過程で現象的存在の示す時間関係と原因性の範疇との「類推」が行なわれる。そして覚知における主観的な順序と範疇の示す客観性とは必然的には対応し合わないということは既に見た。しかし覚知を通して対象を受容する以外の道は断たれているのである。

次の様な例を挙げよう。石が温れば太陽が石を照す，というのは客観的順序から云えば逆であるということを教えるものは覚知そのものである。熱力学の法則がこの客観的順序を教えると云うかも知れないが，この力学の一般法則が適用されるところの太陽と石という両存在は覚知されたところのものに他ならない（覚知を経験と置き換えてよい）。朝顔は明け方に花を開くが，開花の原因が光ではないということも覚知自身の教えることである。乳母車やその中にいる子供が母親を引っぱっているのではないことを知るのもやはり覚知を通じてである。しかし覚知をいか程反復して客観性と必然性を得たと云ったところでそれは相対的な意味をもつに過ぎない。覚知の順序を否定する者は覚知そのものである。そして覚知には範疇のもつ客観性はない。

順序に関してでなく関係そのものについても同様である。つくし（土筆）が春の魁ではあっても，つくしが春を造り出すのでないことはつくしが芽を出さなくとも春が来るという覚知によって知り得ることである。火の用心の夜警が夜廻りを始める頃になると火災が多発し勝ちであるが，彼が火をつけて歩き廻るわけではないということも同様である。覚知の順序よりも必然的に覚知されるもの相互間の因果関係の有無の方が問題は基本的である。時間関係を通してしか我々は実存するものの因果関係を知り得ないのではあるが，経験的に必然的な時間関係を示すからと云って因果関係をもつとは限られない。このことは因果の概念と「時間順序」の間には直接的な関係はなく，単に間接的或いは外的に対応されたに過ぎないものであることを知る。夜が太陽の存在の原因ではな

く，すずめが太陽を造り出すわけでもない。昼の太陽が夜の星の原因ではなく，またたく星が雲を吹き飛ばしたわけでもない。時間の順序は因果関係との必然的な「類推」の関係にない。しかしカントにおいては現象的存在の原因性を知る唯一の手懸りが時間であるわけである。この「類推」は蓋然性しか示さない。

時間順序を規則とする所与の多様の反省が範疇に迄達し得ないことは範疇の先天的時間規定から当然理解され得る。ここでは本来概念的規定であるところの原因結果が単に時間的な配列や羅列にすり替えられている。因果関係の先天的認識は現象を単に時間的な行列としてのみ規定する。そして存在するものの内的構造に関してはいささかの考顧もしない。因果の範疇は時間に妨げられて現象に迄は届かない。因果の関係は両存在の内的規定に由来するものであるが，時間の関係はこの規定との直接の関係をもたない。原因性に対応する仮言判断は根拠と帰結の関係であるが，これが実際に知覚に対して適用される場合に，AならばB，のならばが時間の前後関係を示すものとして適用されてしまうのである。

このことはしかし考えてみれば当然のことである。関係そのものは知覚され得ない以上，知覚され得るもの（時間）から類推するより他ないという認識の本質に触れる問題であるからである。この類推は構成され得る量的な比例関係ではなく統制的な質的対応性である[18]という点に困難がある。これはカントに限ったことではなく，認識或は原理の演繹一般に伴なわれる問題であろう。

さて「経験判断」の客観性を再び問うならこの「類推」の困難さの故にそれは単なる蓋然性しか持ち得ない。そしてこの判断は「知覚判断」に対して単に外的に範疇を付加しただけの結果となる。「経験判断」は勿論分析と反省を経ているという点で区別はされようが，これも単に相対的に云えるだけのことである。

現象における一切の規定が悟性に由来するとするなら経験の示す特殊性の説明が不可能となったが，特殊性を経験そのものに帰すると今度は経験的所与の特殊と概念の普遍とが必然的には結合しなくなるという別の困難が生ずる。

4. 「先験的演繹」の意義

「経験判断」は後天的内容と先天的形式の結合であるが，両者が相互に起源を異にするという偶然性の故に，結合の必然性が改めて問題となる。「先天的総合判断」がこの必然性を要求するからである。「経験判断」は後天的所与に対する単称か特称判断として成立するという点では問題はないとしても，「先天的総合判断」はこの所与に対する全称的な妥当を主張することによって経験的所与の偶然性を否定する。

所与は偶然的であろうから，原因の存在が結果のそれに時間上後行すること，及び原因をもたぬ変化の存在の二つが論理的矛盾なしに成立する。このことは先天的形式と後天的形式がその範疇的規定において一部は一致し，他の一部では相違する特称判断の関係にあり，一致の領域が認識の領域となることを意味する。先天的認識の絶対性を主張するならば，結果の存在が時間上先行する現象が与えられても，この順序を逆転することを経験に対して強要するか，或は又その様なものは存

在し得ぬとして無として退けるかのいずれかであろう。又原因をもたぬ存在が与えられるならば，客観的には無関係な他の存在と結合するか，或は広く経験を重ねてその原因を永遠に求め続けることを要求するか，或は一足飛びに超感性界にその原因を求めるか，さもなくばその様なものは無であるとして葬り去るかのいずれかであろう。因果的に単なる無規定ではない経験的質料が先天的な範疇に一致するという保障はないのである。

以上のことから範疇の「演繹」は不可能なりの結論を下すことは今日のカント批判の常識であろう。「分析論」は当時の自然科学を絶対化し，その普遍性を先天的な普遍意識の前提の下に演繹せんとするものであること。経験的事実は先天的認識の必然性を拒絶する偶然性と多様性をもつこと。科学は進展し，その範疇は永遠不滅でないことなどであろう。

しかし以上の結論を以て「先天的総合判断」の可能性が否定されると見ることは一面的である。「純粋悟性概念の演繹」はひょっとするとその裏側からも読み取られ得る不滅の価値をもつものであることを要求するかも知れない。

「我思うがすべての私の表象に伴い得ねばならない。さもなくば決して考えられ得ないものが私の内で表象されるであろう。このことはこの表象が不可能であるか或は少くとも私にとり無であるかのいずれかであろう。」[19]（下点は筆者）私によって思惟せられないものが与えられても，それは表象としての対象にはならない。その様なものは与えられようと与えられまいと同じことである。無規定者が表象となり得ない如く，意識との一致や対応性のないものも又表象とならない。上の命題は「分析的命題」の論理的必然性をもって成立する。「我思う」の一定の形式である範疇は私に与えられる表象一般の必然的制約であるより他ない。原因性の範疇で云うなら原因結果が時間上逆であるとか，無原因などの意識を私はもたないのであるから，その様な存在が経験的に与えられても私にとっては無である。私にとってはその様なものは存在しない。「我々は直観の多様に総合的統一を与えた時に対象を認識する。」[20]「対象とはその概念において所与直観の多様が結合されているところのものである。」[21] その概念が私に与えられていない経験的存在は，たとえ与えられてもその多様に対する総合的統一の認識作用は活かず，従ってその対象は成立しない。概念なくしては「再認の総合」はなされず，故に「再生の総合」も「覚知の総合」も成立しない。つまり「経験」や「経験的認識」は成立しない。先天的意識の下では意識の形式に一致又は対応するところの規定をもつ後天的表象のみが選択され，これのみが認識の対象となる。認識の「対象一般」は現象的存在一般のもつ無限の広がりのほんの一部を覆うに過ぎないであろうことが予想される。

この結論は「物自体」の不可知説と軌を一にしている。「物自体」とは意識から独立に，それ自体の規定に於て存在するところのものである。それは意識に受容されて意識の形式を外的に付加されても，そのことは「物自体」自身の関知するところではない。意識は結局自己の与えた先天的規定をしか知り得ず，この形式の外にあるところのものを認識することは出来ない。知覚として与えられた現象も，それのもつ形式が意識のそれに一致する限りで経験され得るのであり，この形式からはみ出すものは不可知なるものとして云わば現象自体として遺棄されるということを「純粋悟性概念の演繹」は示している。

註

1) Prolegomena zu einer jeden künftigen Metaphysik, § 18
2) ibid., §20
3) ibid., §20
4) Kritik der reinen Vernunft, A 107 u. 115
5) ibid., B 141
6) ibid., B 133
7) Prolegomena, §21
8) K. d. r. V., B 105
9) 参照，高坂正顕：「カント解釈の問題」，第二章，一，d
10) K. d. r. V., B 233 f
11) ibid., B 217
12) ibid., B 237f
13) ibid., B 237
14) ibid., B 248
15) ibid., B 793
16) ibid., B 794
17) ibid., B 222
18) ibid., B 222
19) ibid., B 131f
20) ibid., A 105
21) ibid., B 137